

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について

国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成26年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書に災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料が免除されます。なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還されます。適用地域は以下の通りです。

○平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に係る災害救助法適用地域

（第2報、法適用日：平成26年7月9日）

【長野県】 木曾郡南木曾町

【山形県】 南陽市

○平成26年台風第12号による大雨等に係る災害救助法適用地域

（第1報、法適用日：平成26年8月3日）

【高知県】 吾川郡いの町

○平成26年台風第11号に係る災害救助法適用地域

（第2報、法適用日：平成26年8月9日）

【高知県】 高知市、長岡郡大豊町、高岡郡四万十町

【徳島県】 那賀郡那賀町

○平成26年8月15日からの大雨に係る災害救助法適用地域

（第1報、法適用日：平成26年8月17日）

【京都府】 福知山市

【兵庫県】 丹波市

○平成26年8月19日からの大雨に係る災害救助法適用地域

（第1報、法適用日：平成26年8月20日）

【広島県】 広島市

検定料免除申請を希望される方は、出願前に学生課入試係(059-368-1739)へお問い合わせ願います。